

食品安全委員会（第688回会合）議事次第

1. 日時及び場所

平成30年3月13日（火） 14:00～
大会議室

2. 出席委員（7名）

佐藤 洋（委員長）
山添 康（委員長代理）
吉田 緑
山本 茂 貴
石井 克 枝
堀口 逸 子
村田 容 常

3. 議 事

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて
 - ・ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）のカカオ豆の検体の改定
（厚生労働省からの説明）
- (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
 - ・ 農薬 1品目
シクロピリモレート
（厚生労働省からの説明）
 - ・ 農薬及び動物用医薬品 2品目
[1] イソプロチオラン [2] シペルメトリン
（厚生労働省からの説明）
 - ・ 遺伝子組換え食品等 2品目
[1] JPBL002株を利用して生産されたプルラナーゼ
（厚生労働省からの説明）

[2] 除草剤グリホサート及び4-ヒドロキシフェニルピルビン酸

ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ワタGHB811
(厚生労働省及び農林水産省からの説明)

(3) その他

4. 配布資料

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて
 - (2-1) 食品健康影響評価について
 - (2-2) 「シクロピリモレート」「イソプロチオラン」及び「シペルメトリン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について
 - (2-3) JPBL002株を利用して生産されたプルナーゼに係る食品健康影響評価について
 - (2-4) 除草剤グリホサート及び4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ワタGHB811（食品）に係る食品健康影響評価について
 - (2-5) 除草剤グリホサート及び4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ワタGHB811（飼料）に係る食品健康影響評価について